

牟田事務所 許可通信

〒456-0031 名古屋市熱田区神宮三丁目 9 番 14 号 ☎ (052) 681-6006 2019.11

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

★建設業★ 働き方改革 有給5日 お金でケリつけられんの・・・

2019年4月から有給の5日取得が義務化になったのは皆さんご存知のとおりです。
しかし、工期を延ばすわけにはいかないし。

Q 土日の講習等を有休で参加させることはできるの？

原則、休日に有休を取得させる事はできません。あらかじめ土日を出勤日としておいて、平日に代休を取得させることで有休付与はできますが、その代休日(平日)に仕事をさせると割増賃金が必要なうえ、有給消化とはなりません。わかりにくいですね。

Q 会社は認める、現場監督は認めてくれない、どうしよう…

有給休暇の一斉付与を利用して解決できます。

例として、1/1・1/2・1/3 と、8/13・8/14・8/15 の年6日、カレンダーでは黒の日だけど、現場がお休みになる。チャンスが「給与は払ってのお盆休みと年末年始です。」
ただし就業規則に明記が必要です。 行動に移すその前に、
餅代(寸志、賞与)の査定前に、社労部門までお問い合わせください。

Q 雨の日を有休に…

外での建設業、外壁工事や防水工事など、雨の日には原則仕事ができない職種…
雨の日の給料どうしています？ 休業補償として6割…払っておられませんよね。
厳密に言えば休業補償が必要になると思います。この際、思い切って有給消化に充てませんか。ルールつくりと就業規則への記載も必要です。

有給休暇の前に、休日…何日ありますか？

仕事時間が1日7時半なら、休日は、31日の暦の月は8日 30日の暦の月も8日です。
仕事時間が1日8時間なら、休日は、31日の暦の月は9日 30日の暦の月も9日です。

現場は、何とか4週6休ではありませんか。そうすると…休日足りていますか？
日給で計算されるときに、9日目、10日目は所定休日割増(1.25)で計算していますか？

11月27日(水) 17:30~19:00 「労務管理」基本から一緒に学びましょう。給与:松田

★運送業★

許可・認可、増車要件厳しく ～11月から施行～

先月号でもお伝えした11月1日施行の改正貨物自動車運送事業法

今回は皆さんに一番身近な許可・認可、増車について詳しくご説明します。

悪質違反とは

- ・ 過労運転
- ・ 過積載運行
- ・ 無免許運転
- ・ 救護義務違反
- ・ 飲酒運転

① 事業拡大に伴う認可申請ができないケース

1. 行政処分が決定、終了後6カ月、悪質違反の場合1年
2. 巡回指導の結果がEランクでないこと（全て未改善）
3. 申請日前3カ月、申請日以降重大事故を発生させていないこと
4. 運輸局管内すべての自動車検査証の有効期限が切れていないこと
5. 事業報告書、事業実績報告書、運賃・料金の届出
6. 運賃・料金とを区分する約款の届出

② 認可が必要となる増減車

1. 一定規模以上の増車

変更後の事業用自動車の数が**3カ月前より30%以上増車**する場合

2. 5両未満の営業所における増減車

災害等により車両が使用不能となりこれに代わる他の車両が確保されるまでの間におけるもののみ！（原則5台割れ不可）

3. 法令遵守が十分でないと認められる場合

- ・ 申請者と密接な関係者を有する者が許可の取り消しを受けている場合
- ・ 変更に係る営業所における行政処分の累積点数が12点以上の場合



③ 届出等の標準処理期間 ～事後届から事前届に！～

事業を休止あるいは廃止するときは今まで事後の届出よかったのが今後、30日前までに届け出る必要があります。行政処分逃れの廃業もダメダメ（‘㍈’）

さらに！許可・認可の標準処理期間（行政が書類を審査するために必要な期間）が

新規許可の場合、これまで3～4カ月としていたのを**3～5カ月**に

車庫の増設や営業所の変更などをする際の**計画変更認可**などは1～2か月だったのが**1～3カ月程度**にそれぞれ延長されました。

目指せ！！

時間外労働 月80時間

【牟田事務所勉強会】法改正編

上記の他にも細かなところが改正されています！！

今回もグループディスカッションを実施。みなさん、お悩みはやはり**働き方改革！**ぜひ情報交換の場にしていだければと思います。

「**増車が出来なくなるかもしれない！！**」を合言葉に、同業、お仲間、皆様お誘いあわせの上ご参加ください☆

11月20日(水) 17:30～19:30 会場:牟田美智代事務所 顧問先様、どにかむ会員様無料

★産廃業★

■ 11月は指導強化月間です！

愛知県では、11月1日（金）から11月30日（土）にかけてを「産業廃棄物の適正処理に係る指導強化月間」とし、マニフェストの適正使用や廃棄物処理施設の適正な維持管理の徹底、不法投棄等の不適正処理の防止を目的として、産業廃棄物処理業者及び排出事業者へ一斉に立入指導が行われます。中国の廃プラ輸入禁止措置を踏まえ、廃プラ類の排出事業者及び産業廃棄物処理業者等に対して重点的に立入検査が実施されることが予想されます。

連絡もなしに突然フラッとやってきます。保管場所は届出通りですか？マニフェストの運用なども併せてご心配な場合は牟田事務所へご連絡ください。



積保も対象になるかも…

■ 処理施設設置条例とは

あまり聞き慣れない条例ですが、今各市町村で制定の動きが広がっています。正式名は「産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前協議等に関する条例」。産業廃棄物処理施設の設置について、地元自治体や住民の意見を反映するために設けられた条例です。産業廃棄物処理施設の設置等を計画する場合、管轄行政と事前協議し、地元住民等へ向けて**説明会等を行って十分に合意形成**した上でないと施設の設置ができなくなります。県条例よりも厳しい内容となっており、規制の対象となる行為や関係地域を拡充して運用されているものがほとんどです。手続きにざっと**2~3カ月**要するため、あらかじめ計画期間に見込んでおかないと施設利用開始が半期遅れる！なんてことになりかねません。地元住民から思わぬ意見や要望が出ることも…。特に新規設置の際は多くの手続きが必要となります。

市町村によっては**積み替え保管も廃棄物処理施設として同様の手続きを踏まなくては設置ができない**ケースもあります。

「積み替え保管の許可取ろうかなあ？」「処理施設を設置したい」「追加したい」とお考えの際は早めにご相談ください。

【牟田事務所勉強会】 建設系廃棄物について

建設廃棄物の処理責任が元請けに一元化と法改正されてから8年が経ちました。建設工事で発生した産業廃棄物はすべて下請が許可取って運ばなきゃいけないの？そもそも、この作業は建設工事に該当するの？建設工事じゃなかったらどうやって扱えばいいの？といったご相談をよく頂きます。法律の内容ではなく、実際の扱い方についてお困りではありませんか？

11月15日(金) 18:00~ 牟田事務所セミナールームです。一緒に勉強しましょう。

是非、現場の声も聞かせてください。お待ちしております。 白木



外国人労働者は登録支援機関にお任せ！

～登録支援機関って何？～

登録支援機関とは外国人労働者を受け入れする際に必要な手続きを支援（代行）する機関のことです。特定技能制度では外国人労働者への支援を全て会社で行うこともできますが多岐にわたる支援を行うのは大変（汗）。専門の登録支援機関を利用することでスムーズな受け入れを行うことができます。

～支援ってどんなものがあるの？～



在留資格の変更や取得

在留資格を「特定技能」へ変更や取得を行います。



住居の確保

社宅の提供やアパートなどの賃貸借契約の補助



公的手続き等への同行、 生活に必要な契約支援

住居地の届出、銀行口座の開設、携帯電話やインフラの契約等を案内、各手続きの補助



定期的な面談

外国人及びその上司などと定期的な面談、行政機関への定期報告



日本人との交流促進

自治会などの地域住民との交流の場やお祭りなどの行事への参加補助等



日本語の習得支援

日本語教室等の入学案内や日本語学習教材の情報提供など

牟田事務所は 登録支援機関の申請中！！

外国人労働者の受入れには入国手続（在留資格変更等）だけでなく、会社も建設業許可の取得や建設キャリアアップシステム登録、建設技能人材機構への入会など多くの手続きが必要です。これまで実習生を受け入れていなくても、既に日本で3年以上就労経験のある外国人労働者を受け入れることができます。是非、ご相談下さい。

【牟田事務所勉強会】外国人労働者「特定技能」編

在留資格の切り替えの準備に数か月かかります。添付書類もたくさんです。

早めにご相談ください。技能実習修了者を見極め、特定技能へ切り替え！

是非、一緒に勉強しませんか？お待ちしております。12月まで待てない方は小泉まで～

12月13日(金) 18:00～19:30 会場:牟田美智代事務所 会員無料